

農山漁村振興交付金の配分基準について

7農振第659号
令和7年6月6日
農林水産省
農村振興局長通知

農山漁村振興交付金については、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）が定められているが、このうち同要綱別表2に掲げる事業のうち山村活性化対策を除く事業及び別表3に掲げる事業の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。